

取引基本契約書

株式会社Gスリーコーポレーション（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、乙が甲に依頼する業務に関して、以下のとおり取引基本契約を締結する。

第1条（目的）

乙は甲に対して、別紙記載の業務（以下「商品」という）を発注し、甲はこれを受注する。

第2条（契約の成立）

乙は、商品名、数量、納入期日などを記載した文書をもって発注し、甲はこれに対し請書を提出して契約が成立するものとし、契約成立後の乙による契約の取り消しはできない。

第3条（納入期日等）

1. 甲は乙に対し、商品を、乙の指定する納入場所に納入すべき期日（以下「納入期日」という）に納入する。
2. 甲は、納入期日に商品を納入できないおそれがあるときは、その旨乙に申し出て、乙の指示を受ける。
3. 天災地変、戦争、動乱、その他輸送機関の事故や工場設備の故障等やむを得ない事態の発生により、商品の納入が遅延し、または不能が生じたときには、甲は責任を負わない。

第4条（支払い）

1. 商品の代金は、甲が納入する商品と引き換えに、乙は現金または出荷前に銀行振込にて支払うものとする。
2. 銀行振込にて支払いを行う場合に発生する費用は乙の負担とする。

第5条（担保の提供）

甲から申し出があったとき、乙は本契約に基づいて生ずる債務を担保するため、甲が相当と認める担保を提供する。

第6条（解除・期限の利益の喪失）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができる。
 - ①仮差押え・仮処分・差押え・競売開始の決定を受け、または滞納処分を受けたとき
 - ②破産もしくは会社整理・民事再生手続・会社更正手続開始の申立てを受け、または自ら申立てをなしたとき
 - ③解散の決議をしたとき
 - ④自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
 - ⑤その他本契約に違反したとき
2. 本契約が解除されたとき、乙は、甲に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、残債務をただちに弁済しなければならない。

第7条（通知事項）

1. 甲および乙は、所在地、商号または代表者を変更するときは、相手方に対し予め

その旨を書面により通知しなければならない。

2. 甲または乙が前項の義務を怠ったことにより、相手方からの通知が延着、または到達しなかった場合には、その通知は到達すべき時に到達したものとみなす。

第9条（契約期間）

1. 本契約は、締結の日から1年間有効とし、期間満了1ヶ月前までに甲または乙による申し出のないときはさらに1年間延長し、以降同じく1年間延長する。
2. 前項にかかわらず、甲または乙は3ヶ月以上の予告期間をもって本契約を将来に向かって解約することができる。
3. 本契約が期間満了により終了した場合であっても、未履行の個別契約が存在するときは本契約の各条項を適用する。

第10条（管轄）

本契約に関する紛争について、大阪地方裁判所地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 大阪市浪速区稲荷2丁目7-15 シティライフコム1F
株式会社Gスリーコーポレーション
代表取締役 林 正一 [印]

(乙) [印]

別紙

1 商品

- ・ 光ディスクのプレス
- ・ 光ディスクの複製
- ・ オーサリング
- ・ モザイク編集
- ・ ジャケット、フライヤー等の印刷
- ・ 映像制作・編集
- ・ その他前項に付帯する一切の業務

2 入稿

制作業務に使用する素材は乙がマスターテープ・ディスクより複製したサブマスターテープ・ディスク（以下「サブマスター」）とし乙より支給するものとする。

サブマスターは商品納入後に返却、作業用データについては消去するが、過失を含むサブマスター、作業用データの破損、消去に関する責任を甲は一切負わない。

乙が甲に依頼する作業に関する全ての素材（動画・静止画・印刷物）は一切の法律に抵触しないものとする。また、甲の判断により法律に抵触する恐れがある場合は取引を中断できるものとする。但し完成後の商品の流通・販売先が日本国外である場合やモザイク編集に使用する素材等に関してはこの限りでない。

3 不良

商品に不良（再生不可、映像・音声の乱れ、モザイクの漏れ等）が発生した場合、乙は甲に対し速やかに連絡し、不良内容を互いに確認後、甲にその非がある場合には乙よりサブマスターテープ・ディスクの提供を受け該当不良箇所を修正し、乙に引き渡すことによりその責任を果したものとする。但し、乙の甲に対する不良の申し出は商品引渡しから一ヶ月以内とする。以後の申し出について甲は一切の責任を負わない。尚、光ディスクのプレス、及びコピーに関して商品とプレーヤーの互換性により生じる問題は上記の項目での不良に該当せずその場合の責任を甲は一切負わない。

4 通関

乙が甲に依頼するコンテンツ（音声・動画・静止画・印刷物）の全てに関して、日本及び台湾の知的著作権法、関税法、その他一切の法律に抵触しないものとする。

なお、甲の輸入申告時点におき、輸入許可が取得できず税関の指示・指導により廃棄処分がなされた場合はそれに従い廃棄処分にかかる費用は全て乙の負担とし廃棄処分該当製品の製造代金に関して乙は甲に全額支払うものとする。

また乙が甲に依頼した制作を依頼した作品に関し甲、またはプレス工場が第三者により提訴された場合には民事・刑事上の一切の責任は乙にありその疎明に関する一切の費用は乙が負担する。

以上